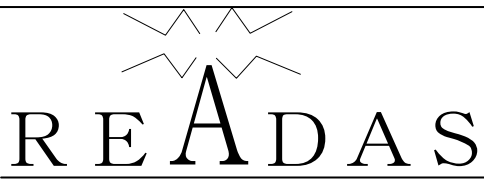


第 5292 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2015年)平成27年 8月19日 水曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 役員への無利息貸付け

Q：役員に住宅取得資金1,000万円を無利息で貸し付けました。元本は10年均等で返済を受けますが、税務上問題ありますか？

A：利息を徴収しなければなりません。

【解説】

会社が、役員に対して金銭を貸し付ける場合、原則的には通常受け取るべき利息を収受しないときは、給与課税の問題が生じますが、次の場合については例外的に無利息であっても税務上、課税関係は生じないこととなっています。

- ①災害、疾病等により臨時的に多額の生活資金を要することとなった役員に対し、その資金に充てるために貸し付けた貸付金
- ②①以外の貸付金で、その年における利息の合計額が5,000円以下である貸付金

ご質問の場合、住宅取得のための貸付金で、金額も少額ではありませんので、無利息では認められません。

では、利息の免除について非課税とされない貸付金の場合には、いくら利息を徴収すればいいかという問題ですが、税務上、次のように規定されています。

- ①いわゆるひもつきの貸付金の場合…その借入金について支払うべき利率
- ②①以外の場合…年1.8%（平成27年中の貸付けの場合）

注①、②に満たない利率であっても、会社の平均調達金利など合理的と認められる利率に基づき利息を徴収している場合は問題ありません。

